

日本災害情報学会企画委員会運営細則

制定：平成13年6月9日

改正：平成17年5月20日

改正：平成25年10月27日

改正：平成26年10月26日

(通則)

第1条 本運営細則は、日本災害情報学会運営規程（以下、「学会運営規程」という）第15条（2）及び第16条（2）に規定された企画委員会（以下、「企画委員会」とする）の運営について、学会運営規程第25条第1項に基づく運営細則として、定められたものである。企画委員会の運営については、学会運営規程第17条から第22条及び第25条によるほか、この細則によるものとする。

(組織および構成)

第2条 本委員会には、委員長（1名）、副委員長（1名）および幹事（若干名）を置き、委員長、副委員長及び幹事を含め委員は20名以内とする。

2 委員長は、正会員より会長が指名し、理事会の承認を得る。

3 副委員長、幹事、委員は、委員長が正会員より指名し、理事会の承認を得る。

4 本委員会に事務局の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第3条 本委員会の所掌事務は、以下のとおりである。

(1) 学会活動に関する企画、年次計画の策定

(2) 広報委員会と連携した広報活動の検討

(3) 研究普及活動のあり方の検討

(4) 災害情報に関する学術的調査研究の推進・方法の検討

(5) 内外の諸団体との交流および協力のあり方の検討

(6) その他必要な事項

(小委員会、大会実行員会、研究会等の設置)

第4条 企画委員会に、小委員会、大会実行委員会、研究会等を設置することができる。

(本運営細則等の改廃)

第5条 本委員会の運営を円滑に行うために定める内規等を除き、本運営細則及び本委員会の所掌事務に係る規則等の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

付 則

本運営細則は、平成13年6月9日から施行する。

本運営細則の改正は、平成17年5月20日から施行する。

本細則の改正は、平成25年10月27日から施行する

本運営細則の改正は、平成26年10月26日から施行する。